再募集支援規程

第 1 条（目的）

本規程は、ブルージョブス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「ここいろ」に関する、ここいろ利用規約（採用企業向け）（以下「利用規約」といいます。）第 55 条に基づく再募集支援の内容および手続を定めるものです。本規程は、利用規約第 1 条第 3 項に定める個別規約として、利用規約の一部を構成します。

第 2 条（定義）

本規程における用語は、本規程に定めるもののほか、利用規約および成功課金細則の定義に従います。

(1) 「採用者」とは、本サービスを通じて採用成立（成功課金細則第 2 条に定めるものをいいます。以下同じ。）に至った求職者をいいます。

(2) 「離職」とは、採用者と採用企業との間の雇用契約が終了することをいい、「離職日」とは、当該雇用契約の終了日をいいます。

(3) 「同一職種」とは、離職した採用者の採用時の職種と同一の職種区分（別紙 1「ここいろ料金表」に定める成功課金の対象区分によります。例：歯科衛生士として採用された場合は歯科衛生士）をいいます。

第 3 条（再募集支援の内容）

1. 採用者が初出勤日から 60 日以内に離職した場合であって、当社が本規程に従い再募集支援の対象と認めたときは、当社は、当該求人の再募集を支援するものとし、その支援として、同一職種における代替採用 1 名分の成功報酬を免除します。

2. 前項の免除は、1 つの離職事案につき 1 回を上限とします。

3. 第 1 項の免除は、将来発生する成功報酬の免除であり、当社が受領済みの成功報酬その他の金銭の返金または支払いを伴うものではありません。

第 4 条（申請）

1. 再募集支援を受けようとする採用企業は、離職日から 30 日以内に、当社所定の方法により申請するものとします。

2. 申請にあたっては、離職日および離職事由を確認できる資料（退職届の写し、雇用契約の終了を証する書面等）その他当社が求める資料を提出するものとします。

3. 第 1 項の期限までに申請が行われなかった場合は、再募集支援の対象外とします。

第 5 条（審査）

1. 当社は、提出された資料、離職事由その他の事情を確認のうえ、再募集支援の対象該当性を判断し、その結果を採用企業に通知します（対象と認める旨の通知を、以下「支援承認」といいます。）。

2. 利用規約第 55 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、再募集支援の対象外とします。

3. 当社は、審査のため必要な範囲で、追加資料の提出または事情の説明を求めることができます。

第 6 条（免除の適用）

1. 支援承認の日から 90 日以内に、同一職種における代替の採用成立（1 名分）が確認された場合、当社は、当該採用成立に係る成功報酬を免除します。

2. 前項の期間内に代替の採用成立が確認されなかった場合、免除は適用されません。ただし、当社がやむを得ない事情があると認めた場合は、相当な期間に限り延長することがあります。

3. 第 1 項により成功報酬を免除された採用について、当該採用者がさらに初出勤日から 60 日以内に離職した場合であっても、当該採用は新たな再募集支援の対象とはなりません。

第 7 条（本規程の変更）

当社は、利用規約第 5 条（規約の変更）に定める手続に準じて、本規程を変更することができます。

附則

本規程は、2026 年（令和 8 年）9 月 7 日から適用し、同日以降に採用成立した採用について適用します。